

令和2年の全国の荒廃農地面積

(令和2年11月30日現在)

(単位:万ha)

							(参考値)	
	荒廃農地面積計	農用地区域	再生利用が可能な荒廃農地	農用地区域	再生利用が困難と見込まれる荒廃農地	農用地区域	再生利用された面積	農用地区域
令和元年	28.4	13.6	9.1	5.6	19.2	8.0	0.8	0.5
令和2年	28.2	13.6	9.0	5.5	19.2	8.1	0.8	0.5

注：1 調査期日及び調査期間

荒廃農地の各面積：令和2年11月30日現在

再生利用された面積：令和元年12月1日～令和2年11月30日

- 2 東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により避難指示のあった福島県下6町村のほか、東京都下1村の計7町村を除いた1,712市町村の調査結果を集計。
- 3 四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。
- 4 「荒廃農地」とは、「現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」のこと。
- 5 「再生利用が可能な荒廃農地」とは、「抜根、整地、区画整理、客土等により再生することによって、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地」のこと。
- 6 「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」とは、「森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地」のこと。